

## はじめに

今日の社会情勢の変化の中で、いじめは複雑化・多様化し、依然として大きな問題となっている。さらに、携帯電話等を介してのソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）等によるいじめなど、新たな課題への対応も必要になってきている。

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることを認識して、対策を講じなくてはならない。

こうした状況の中で、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が施行され、これを受けて、10月に、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定された。

岡山県においても、これまで実施してきた取組や児童生徒の実態を踏まえつつ、法や国の基本方針も参考にし、平成26年3月に「岡山県いじめ問題対策基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を策定し、いじめ問題への対策を総合的かつ効果的に推進することとした。

本市においても、県と同様に、国の法や基本方針、県の基本方針を参考にして、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処など、いじめ問題への対策を総合的かつ効果的に推進するために、「井原市いじめ問題対策基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定する。

# I いじめ問題への対策の方針

## 1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット（以下「ネット」という。）を通じて行われるものを含む。）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的なものに留まらず、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

その際、いじめに該当するかどうかを判断するに当たり「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにするとともに、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察したり、周囲の状況に惑わされることなく事実を客観的に確認したりするなどして、児童生徒の心理や特性に留意しながら、いじめの有無を確認する必要がある。

## 2 いじめについての基本的な認識

「はじめに」に示した基本的な認識のほか、次のような点も認識しながら、いじめ問題への対策に取り組む必要がある。

- (1) いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめ問題への対策は、児童生徒がいじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながら助長したり傍観したりすることがないように、いじめられた児童生徒の心身に及ぼす深刻な影響について、全ての児童生徒が十分に理解できるように学校の内外を問わず行われなければならない。
- (2) いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関わる重要な課題であり、学校のみならず、規範意識を養う場である家庭、児童生徒を見守り成長を育む場である地域、そして、児童相談所、医療機関、法務局、警察等の関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）が、それぞれの役割と責任を自覚し、連携して取り組まなければならない。

## 3 いじめ問題への対策に関する基本的な考え方

### (1) いじめの未然防止・早期発見・早期対応

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりや、落ち着いた学習や学級活動の基礎となる学習規律の定着も未然防止の観点から重要である。

いじめの早期発見のためには、大人が児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが重要である。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、教職員が連携して組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

## **(2) 家庭や地域との連携**

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校の教職員と家庭、地域との連携が必要である。そのために、学校評議員やPTA等と連携を図り、関係団体等と教職員が、いじめの問題について協議する機会を設ける中で、児童生徒への関わり方についての啓発を進めたり、我が子も含めて地域の児童生徒の見守りや情報提供を依頼したりしておくことが必要である。

## **(3) 関係機関等との連携**

いじめ問題への対応において、関係機関等との適切な連携が必要である。そのためには平素から学校や教育委員会と関係機関等の情報共有体制を構築しておくことが必要である。

## **(4) 保護者の責務**

保護者は、児童生徒に対して、いじめを許さない心を育てるために、思いやりの心や善悪を判断する力、正義感等を育むための指導等に努めるとともに、教育委員会や学校が講ずるいじめ問題への対策に協力するよう努める必要がある。

また、児童生徒が悩みを相談できる発達段階に応じた良好な親子の関係づくりに努める必要がある。特に思春期においては、不安定な心理状態や複雑化する交友関係、携帯電話等の情報機器に関わる時間の増加等により、いじめへの関与も複雑化しやすいことを踏まえ、親子がしっかり向き合うとともに、状況によっては、学校や県及び市の相談機関に積極的に相談していく必要がある。